

札幌市議会議案審査委員会記録（第2号）

令和7年（2025年）12月8日（月曜日）

●議題 付託案件の審査

●出席委員 33名（欠は欠席者）

委員長	村山拓司	副委員長	かんの太一
委員	三上洋右	委員	五十嵐徳美
委員	佐々木みつこ	委員	飯島弘之
委員	北村光一郎	委員	小竹ともこ
委員	川田ただひさ	委員	中川賢一
委員	三神英彦	委員	山田洋聡
委員	和田勝也	委員	小野正美
委員	しのだ江里子	委員	林清治
委員	たけのうち有美	委員	水上美華
委員	篠原すみれ	委員	定森光
委員	國安政典	委員	好井七海
委員	小口智久	委員	わたなべ泰行
委員	竹内孝代	委員	池田由美
委員	田中啓介	委員	吉岡弘子
委員	佐藤綾	委員	荒井勇雄
委員	脇元繁之	委員	米倉みな子
委員	波田大専		

開会 午後1時

●村山拓司委員長 ただいまから、議案審査特別委員会を開会いたします。

報告事項は、特にございませぬ。

それでは、議事に入ります。

議案第26号 札幌市下水道条例の一部を改正する条例案を議題とし、これに関する聴聞会を行います。

初めに、聴聞会の開催に当たり、市議会を代表いたしまして、議長よりご挨拶を申し上げます。

●長内直也議長 札幌市議会議長の長内です。本日、陳述を賜ります皆様におかれましては、ご多用中のところ、私どもの依頼を快くお引き受けいただきまして、また、ここにご出席いただきま

したことを、心より御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、本市の下水道事業でありますけれども、大正15年、市街地の雨水排除を目的に着手をされまして、その後、戦後の人口増加を背景といたしまして、昭和30年代前半から汚水処理を含めた下水道拡張整備が進められてきました。

その後、昭和47年の札幌冬季オリンピック開催を契機といたしまして急速に整備が進み、現在、本市の下水道普及率は99.8%と高い水準にあり、市民生活を支える重要なライフラインとなっております。

今後も、地震や大雨などの災害対策、脱炭素・循環型社会の実現、あるいは雪対策に至るまで、下水道事業の果たす役割は、これまで以上に多様

化していくものと考えております。

また一方、施設の老朽化や人口減少などによりまして、下水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しているところでございます。

このたび提出された札幌市下水道条例の一部を改正する条例案は、下水道使用料金を改定するもので、札幌市議会といたしましても、市民生活に直結する重要な議案であり、審議に当たっては、より慎重を期する必要があると考え、皆様のご協力をいただき、本日の聴聞会を開催した次第でございます。

ご出席をいただきました参考人の皆様におかれましては、本市の下水道事業について造詣の深い方々でございます。忌憚のないご意見を賜りまして、委員会審査の参考とし、審議の充実を図ってまいりたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

●**村山拓司委員長** なお、議長は都合によりここで退席させていただきます。

それでは、参考人の方々からご意見を賜りたいと存じますが、本日の聴聞会の進め方といたしまして、最初に参考人の方々からそれぞれお話をいただいた後、各委員から質問を受けたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

参考人の方々の発言順序につきましては、各委員にお示ししております、参考人氏名及び発言順序表に従いまして、私から指名させていただきます。

なお、参考人の方々のご発言の際は、着席のまままで結構でございます。

最初に、佐藤参考人、お願ひいたします。

●**佐藤 久参考人** ただいまご紹介いただきました北海道大学の佐藤久でございます。

本日は、札幌市下水道事業の収入の根幹である使用料に係る条例改正案に対する陳述という、極

めて重要なテーマについて、工学的専門家の立場から意見を述べる機会をいただきましたので、事前にいただいた資料を基に、私なりの評価を述べさせていただきます。

まず簡単な自己紹介ですけれども、私は長年、下水処理や水環境保全の研究に携わってまいりました。主な研究内容は、下水からの窒素除去、汚濁物質を測定するセンサーの開発、昨今、国内で問題になっております下水管の腐食による陥没、メカニズムの解明などの研究を行ってまいりました。

また、札幌市営企業調査審議会の委員を平成28年から令和4年までの6年間務めておりまして、下水道部に所属し、当時の札幌市下水道ビジョンの中期経営プラン策定の審議に関わった経緯がございます。そのため、札幌市の下水道事業や経営状況についても、ある程度の知識を持っている者として、本日、参考人として招致されたものと理解しているところでございます。

それでは本題に入りまして、最初に、事前に送付いただきました持続可能な下水道サービス提供のための受益者負担のあり方についての答申と、この答申を踏まえた下水道条例の改正案についての意見を述べさせていただきます。

今回の条例改正案は、答申で示している札幌市の下水道事業が直面する厳しい現実と将来世代への責任を踏まえた、極めて有効かつ妥当性の高い内容であると評価しております。

まず、なぜこの使用料改定が今必要なのかと、その背景を改めて確認させていただきます。

札幌市の下水道事業は、長年のコスト削減の努力によりまして、1997年の改定以来28年間もの間、政令市の中で下から2番目という安さを最も長く維持してこられました。これは、経営努力のたまものですが、もはや、これも限界に達していると思います。

答申にあるとおり、汚水処理に係る経費を使用料収入で賄えているかを示す指標となる経費回収

率は2022年度から100%を下回り、つまり、いわゆる原価割れの状態に現在ございます。2023年度には14年ぶりに経営損失が生じ、このままでは2027年度には資金不足に陥る見通しであるとお聞きしております。

加えて、1972年に開催された札幌冬季オリンピックを契機に、下水道施設を急速に整備したために、今後は老朽化した施設が急増しまして、現在さらに物価が高騰していると、また人口減少によって使用料の収入が減るといふ、これらの三重苦が下水道事業の財政基盤を脆弱にしております。

下水道は、浸水の防除、生活環境の確保、水質保全、さらには災害対策や感染症の対策、特に札幌市では下水サーベイランス事業を積極的に実施されておりますけれども、このように市民の生活への貢献度が極めて高い、最重要のライフラインと言えます。このライフラインの維持に必要な財源を、将来の借金に頼らずに現在の受益者が負担するという、独立採算制の原則を確立するためにも、現在ここで改定に踏み切る必要があると考えます。

次に、使用料体系について意見を述べさせていただきます。

今回の条例改正案では、単なる値上げにとどまらず、使用料体系の見直しが提案されています。これは持続可能な経営と使用者間の公平性を確保するためには、合理的な判断であると私は考えます。

まずは逓増度の引下げです。現在、逓増度は3.95という数字ですけれども、これは大量使用者に収入の多くを依存しております、社会経済状況に左右されやすく、下水道事業の経営を不安定にしております。国も大多数の使用者が分布する、いわゆるボリュームゾーンが汚水処理原価に近い単価を負担するということを基本としています。札幌市のボリュームゾーンは、一月当たりゼロから20立方メートル、約20トンまでの世帯で、

これらの世帯は全体の87%を占めております。逓増度を引き下げて、最大単価と最小単価の差を縮めるということは、経営の安定化と使用者間の負担の公平性の是正に不可欠であると考えます。この体系の見直しは、老朽化対策などの将来の固定的な支出に備えるための安定的な収入構造を構築する上で、正しい方向性であると思えます。

次に、基本水量制です。

基本水量制は、下水道普及率がほぼ100%に達した現在、公衆衛生向上のための当初の目的を達成していると言えます。この制度は、節水のインセンティブが働かないこと、また、基本水量の中の使用者間の負担の公平性に課題があることが、国の報告書でも指摘されておまして、本答申で廃止とされているのは妥当であると考えます。

一方で、基本水量制の廃止は少量使用者の負担が大きくなりますので、逓増度の引下げとのバランスを図って、今回は見送りとした市の判断についても、一定の理解はできるところです。

次は、目指すべき指標についてです。

答申が示す健全経営に必要な指標も、本改定の重要な要素です。今回の条例改正案では、収支の均衡のために、従来資金収支積上げ方式から収支の均衡を図る損益収支（総括原価）方式へ変更しています。さらに、答申で示された経費回収率100%以上の達成を目標としまして、この二つの指標を達成できるよう、改定率を定めております。

そして、この答申では、改定時期について、純損失発生と2027年度の資金不足の見通しから、2026年度中の改定を求めています。改正案においても、2026年10月から改定を実施することとしておまして、答申を踏まえた内容を目指していると考えます。

また、使用料算定期間を次期下水道ビジョン期間9年間のうち、2026年度から2029年度の前半4年間に設定するという判断も、社会経済情勢の変

動の激しさや、国の示す3から5年程度での検証が適当という経営戦略の考え方を踏まえておりまして、現実的かつ適切であると言えます。

最後に札幌市への要望ですけれども、使用料の改定は市民に負担を強いるものです。札幌市は、次に述べます点に最大限努力していただければ幸いです。

一つ目は、経営努力の継続と新技術の活用です。

答申にありますように、さらなる経営の合理化、DX、デジタルトランスフォーメーションなどの新技術の活用によって業務の効率化・コストの削減、そして下水道使用料以外の収入確保に一層努めていただければ幸いです。

二つ目は、上下水道の一体的な連携です。

国の水道行政の移管に伴い、上下水道の一体的な連携による効率的・効果的な事業運営を推進しまして、市民のサービス向上にさらに努めていただければ幸いです。

三つ目は、丁寧な情報提供です。今回の改定は28年ぶりとなり、制度も大きく変わります。改定後の使用料だけでなく、改定の背景、今後の経営見通し、他都市との比較など、市民が理解し納得が得られるよう、丁寧かつ透明性の高い周知を徹底していただければと思います。

最後になりますけれども、持続可能な下水道サービスを提供していくために、使用料収入を確保していくことは、市民生活と都市活動の未来への投資であると考えます。この改正は、将来世代に健全な事業を引き継ぐために避けて通ることはできません。本改正案の趣旨を議会において十分にご理解・ご審議いただきまして、市民の安全・安心な生活を守る下水道が今後も長期にわたり維持されるように願ひまして、私からの陳述を終わります。

ご静聴、どうもありがとうございました。

●村山拓司委員長 佐藤参考人、ありがとうございました。

次に、吉田参考人、お願いいたします。

●吉田賢一参考人 連合北海道札幌地区連合会の吉田でございます。

本年3月、市長から札幌市営企業調査審議会に対しまして、持続可能な下水道サービス提供のための受益者負担のあり方について諮問が行われました。

私は、審議会の委員として、また審議会に設置されております下水道部会の委員として、その議論に参加させていただき、現状認識と今後の財政見通し、他都市比較や持続可能な受益者負担の在り方等について、議論を重ねてまいりました。

本日の意見陳述は、審議会において共有、確認されました下水道事業の現状や課題に基づき、将来にわたり、市民生活の安全と安心を確保するための下水道使用料改定に関する意見を申し述べるものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

まずは、札幌市下水道事業の歩みと現状について、お話ししたいと思います。

札幌市の下水道事業は、1926年の浸水対策から始まり、その後、1950年代の生活環境の改善、1960年代の公共用水域の水質保全、そして1980年代の下水道資源の有効利用、その後は設備の維持・管理を中心に、老朽化する施設等の改修、改築を進め、さらに近年では下水サーベイランスなど、時代の要請に応じた新たな役割も拡大するなど、市民生活、経済活動を支える重要なインフラとして発展してきました。

その結果、現在、下水道普及率は99.8%に達しており、管路延長は約8,300キロメートル、水再生プラザが10か所、ポンプ場が16か所、汚泥処理施設等が4か所など、膨大な施設が24時間365日、市民の暮らしを支えています。

しかし、集中して整備した施設の老朽化が進んでおり、10年後には管路、処理施設ともに、半数以上が築50年を超える見込みです。この老朽化に対応するための維持管理費用は、近年の物価高騰

の影響も受け、年々増加の一途をたどっております。2016年に174億円であった維持管理費は、2024年には229億円と、8年間で55億円、約31%も増加しております。

一方で、下水道使用料収入は減少傾向にあります。1997年の前回改定時では220億円の収入ということでしたが、2024年には190億円と30億円減少しております。これは節水技術の普及に加え、特に単価の高い業務用の排水量が大きく減少したことが主な要因とされております。人口減少も見込まれ、今後も収入減は続く見通しです。

この支出の増加と収入の減少の二つの要因によりまして、札幌市の下水道事業は令和5年度、2023年度決算では、14年ぶりに経常損失を計上し、極めて厳しい状況にあります。現行の札幌市の下水道使用料は、この間の人員削減、民間委託、施設の延命化などの経営効率化により、1997年の改定以来、約30年にわたり使用料が据え置かれてきました。結果、大都市では、大阪市に次いで下から2番目、道内市では最も低い水準にあり、比較的安価な使用料でサービスが提供されてきました。

しかし、今後は経営効率化のみではサービスの維持は困難な状況です。近年、下水道管の劣化による道路陥没事故など、人命に関わる重大事故も発生しております。こうした事故を未然に防ぎ、計画的な改修を進めるためには、脆弱な財政基盤を強化し、事業の健全性を確保する必要があります。

審議会は、このような現状を踏まえ、現行の使用料算定の仕組みや使用料収入では、下水道サービスの維持・持続は難しく、使用料の改定はやむを得ない措置であるとの認識を共有し、ご案内のとおり、本年8月に持続可能な下水道サービス提供のための受益者負担のあり方について、答申をまとめました。

答申では、基本的な考え方として、収支の均衡と経費回収率100%の達成を掲げています。その

上で、改定時期につきましては、2027年に資金不足に陥ることから、2026年度中に改定が必要であること、算定期間につきましては、3年から5年という国の目安と、本市の下水道ビジョンの計画期間、これらを考慮し、4年間とすること。改定率につきましては、収支の均衡と経費回収率100%とするため、2023年度決算ベースで23%程度の平均改定率が必要としました。

また、使用料体系につきましては、基本水量制は廃止が妥当であり、増度は少量使用者にとって過度な負担とならないよう、適切なバランスに配慮しつつ、引き下げるとの内容としました。

そのほか、改定に当たり、留意すべき事項として五つの項目を附帯意見として付しました。

今回の条例改正案を見ますと、さきの審議会答申との間に相違点があるため、その点について触れさせていただきます。

審議会の答申においては、持続可能な経営と受益者負担の公平性という観点から、10立方メートル以下は使用の有無にかかわらず定額となる基本水量制の廃止が妥当であるとしてしました。しかし、今回の条例改正案では、現行と同様、基本水量制を維持することとしております。

この基本水量制を廃止した場合、これまで基本使用料のみを支払っていた10立方メートル以下の方が、新たに基本使用料と従量使用料の両方を負担することになり、負担が大きくなることが想定されます。

審議会においても、この少量使用者への配慮の必要性につきまして議論が交わされました。札幌市はこうした審議会の議論を改めて精査し、市民生活への影響を少なくするため、最終的に基本水量制の維持という判断に至ったものと理解しております。

また、使用料の徴収を一元的に行っている水道料金においては、今後も基本水量制は維持されることから、整合性の観点から分かりにくいのではないかという意見を、審議会で私も発言をさせて

いただいたところであります。

今回の条例改正案は、答申とは異なる部分を含みつつも、市民生活への配慮と審議会の議論経過を考慮した結果であり、評価できるものと考えます。

今回の下水道使用料改定は、将来にわたり安全・安心なサービスを維持するために不可欠な措置であると理解しておりますが、市民の皆様にとっては、たとえ少額の改定であっても、日々の生活における負担は決して小さなものではありません。

現下の物価高の経済状況もあり、慎重を期す必要があるという認識は、恐らく皆さんと共有するものでありまして、札幌市及び下水道当局の皆様には、市民理解を得るため、より丁寧な説明を求めるところでございます。

また、改定後の収支見通しでは、令和12年度、2030年度以降に、再び経費回収率は100%を下回るなど、厳しい状況が続くことが示唆されております。そのため、さらなる業務効率化や事業費の縮減はもちろんのこと、下水道使用料以外の収入確保についても、新たな取組を他都市の事例も参考にしつつ、検討していただきたいと思います。

加えて、市民が応分の負担を納得できるよう、時代に合った市民サービスの向上につきましても検討を進めていただきたいと思います。

市には、市民サービスの根幹である安全で安心、快適な下水道インフラの維持と、市民生活を守るための負担軽減の努力とサービスアップ、その両方を実現されるよう期待をしております。

最後に、下水道はふだん市民の皆様の目に触れることのない縁の下の力持ちですが、その役割は、市民生活に不可欠なライフラインです。今回の使用料改定によって、安全・安心の下水道サービスという市民の財産が守られ、次の世代へ確実に引き継がれることを求め、私の発言とさせていただきます。

ご清聴いただきありがとうございます。

●村山拓司委員長 吉田参考人、ありがとうございました。

次に、白崎参考人、お願いいたします。

●白崎伸隆参考人 北海道大学の白崎と申します。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

このたび、札幌市長より諮問をいただきました持続可能な下水道サービス提供のための受益者負担のあり方につきまして、市営企業調査審議会の委員として、客観的かつ専門的な見地から議論を重ねてまいりました。

本日は、下水道使用料の改定と使用料体系の見直し、将来にわたり市民生活の安全と安心を確保するために必要な措置であることを、審議会での検討状況を踏まえながら、意見を述べさせていただきます。

本題に入る前に、まずは私の専門についてのお話をさせていただきます。

私は、水道水質評価とリスク低減技術に関する研究、特に水を介して広がるノロウイルスなどの病原ウイルスが水道の元となる水の中にどれくらいいるのか、あるいは水道をつくる浄水処理において、どの程度除去することができるのか、さらには消毒することができるのかと、そういったことを明らかにする研究を行っております。これらを明らかにするために必要な、例えば、水の中からウイルスを回収する方法ですとか、ウイルスを量る技術、さらにはウイルスを高効率に処理できる水処理用の薬剤の開発などにも取り組んでおります。これらを通して、ウイルスに関する水道水質管理の枠組みの構築に向けた研究を行っているところでございます。

さて、このたびの下水道使用料の改定につきまして、ご承知のことかと思いますが、まずは下水道の果たす役割について、改めて述べたいと思っております。

下水道は、市民生活にとって欠かせないものでありまして、その役割は単に家庭や事業所から排出される汚水を処理することにとどまりません。

ふだん目に見えない存在であるがゆえに、その恩恵はあって当たり前と感じられがちでございますが、とても重要なインフラでございます。

第一に公衆衛生の確保があり、汚水を適正に処理し、安全な都市環境を維持することで、市民の健康を守っております。これは感染症対策という側面からも、近年、その重要性が再認識されております。私の専門とするウイルスにおきましても、下水道は非常に重要な役割を果たしております。

第二に都市の安全性、すなわち浸水防止機能が、近年、気候変動の影響により集中豪雨が頻発する中で、下水道施設の能力、特に雨水排水能力の向上は都市の強靱化に直結しております。

第三に公共用水域の水質保全があり、河川や海域の水質を保全し、良好な水環境を次世代に引き継ぐという責務を担っております。

札幌市の下水道は、札幌オリンピックを契機に集中的に整備されました。その結果、現在では普及率が99.8%に達しておりますが、集中的に整備された施設が一斉に更新時期を迎え、老朽化が急速に進行しております。

審議会で示されたデータによれば、10年後には管路、処理施設ともに半数以上が50年を経過する状況となっております。これに加え、近年の社会的要請として施設の強靱化が喫緊の課題となっております。

具体的には、集中豪雨に対する排水能力の強化ですとか、大規模地震に備えた施設の耐震化が求められております。さらに、国全体で推進されている脱炭素化といった新たな環境目標への対応、下水熱や汚泥の有効活用といった役割も求められております。

しかしながら、これらの役割を果たすためには費用がかかる一方で、財政状況は厳しい状況にあります。電気使用料や労務単価の著しい高騰、節水意識の高まりや人口減少による使用料収入の継続的な減少などの結果、下水道事業は令和5年度

に10年ぶりの経常損失を計上し、このままでは令和9年度には資金不足が生じるとの見解が示されました。

下水道使用料で汚水処理経費を賄えるのかを示す指標である経費回収率は、令和4年度から既に100%を下回る、いわゆる原価割れの状態に陥っており、持続可能なサービス提供の危機に直面していることが確認されたところでございます。

今回の改定の議論を進める上で、市民の皆様への新たな負担をお願いする前提として、札幌市が経営努力を払ってきたのかを検証することが重要であると考えております。

下水道使用料は、前回改定が行われた平成9年以降、約30年間もの長きにわたり、一度も改定せずに据え置いて事業を継続してきており、この事実は特筆すべきものだと認識しております。

審議会では、その背景にある経営効率化の取組を確認いたしました。

その一つが、人員の削減です。平成9年度時点で683人だった職員数は、令和5年度時点で459人まで削減され、約25年間で33%の職員を削減しております。これにより人件費は49%削減され、運営体系のスリム化を実現しております。

また、支払利息の抑制も行われました。低金利政策の社会情勢を背景に、単年度の支払利息は平成8年度の186億円から令和5年度には22億円へと大幅に減少いたしました。さらに、施設の長寿命化とライフサイクルコストの削減も実施されている状況でございます。

管路につきましては、標準耐用年数の約2倍となる130年を目標に延命化を図り、処理施設についても点検・調査を徹底することで、標準耐用年数の約2倍を目標とし、改築費用の抑制に努めてきております。

これらにより、札幌市の下水道使用料が大都市や道内市と比較しても低い水準を継続してまいりました。しかしながら、今後は老朽化施設の急増への対応や物価高騰の影響が避けられないため、

現行の使用料収入だけでは、これらの費用を賄いきれない状況となっております。

審議会では、将来にわたるサービスの提供を確実にするために、使用料算定の考え方を現金支出に注目した現行の資金ベースから、減価償却費などを含む総括原価ベースに変更し、収支の均衡と経費回収率100%の達成を目指すことが妥当と確認いたしました。これは世代間の公平性を保ち、事業の健全性を確立するために、地方公営企業として原則とされる考え方でございます。

そして、次期下水道ビジョンの策定期間を踏まえ、令和8年度から令和11年度までの4年間を算定期間として試算した結果、健全経営を達成するために23%程度の改定が必要であるとの結論に至ったところでございます。

今回の使用料改定は単価の引上げにとどまらず、将来の経営基盤の安定を見据えた使用料体系の見直しを伴います。現行の使用料体系は、排出量が増えるほど単価が高くなる逓増制を採用しており、大量使用者に多くを依存する構造になっております。しかし、節水技術の向上などによって、単価の高い大量使用者が大きく減少しており、これが使用料収入減少の大きな要因となっております。

20立方メートル以下の排出者が約9割を占める札幌市において、大量使用者に過度に依存する構造は経営の不安定化を招きます。そのため、審議会では、大量使用者に頼らない安定した経営を目指すため、逓増度を引き下げる必要があるとの結論となりました。

一方で、逓増度を引き下げると少量使用者の改定率が高くなるため、少量使用者にとって過度な負担とならないよう、経営の安定化とのバランスに配慮した水準に設定することが附帯意見として盛り込まれております。

また審議会では、ゼロから10立方メートルの使用するには一律で、基本使用料の600円のみをいただく基本水量制の妥当性についての検討も行い、

公衆衛生上の当初の目的の達成や節水のインセンティブが働かず、負担の公平性にも課題があることから、基本水量制の廃止が妥当と判断いたしました。

なお、この基本水量制につきましては、札幌市において改めて検討を行い、少量使用者への負担を考慮し、条例改正案では基本水量制を維持することとされております。

最後になりますが、今回の下水道使用料改定は、市民の皆様にな新たな負担をお願いするものであり、審議委員としてその重みを深く認識している次第でございます。しかしながら、必要な維持管理や更新を怠り、老朽化したインフラを放置することは市民の安全な生活が保たれず、将来的にサービスの質の低下と、より大規模で緊急性の高い財政負担を次世代に転嫁させることとなります。

今回の使用料の改定は、集中豪雨や地震といった危機に強い都市インフラを確保し、脱炭素化などの環境目標に対応しつつ、次世代に健全な公的資産を引き継ぐために必要な措置であると考えます。

下水道事業の経営基盤の安定化が図られ、札幌市民の安全で快適な暮らしと良好な環境を守り、社会活動を支えるライフラインとして、下水道サービスを提供し続けることを願っているところでございます。

以上、私の発言とさせていただきます。ご清聴いただき、どうもありがとうございました。

●村山拓司委員長 白崎参考人、ありがとうございました。

最後に沢野参考人、お願いいたします。

●沢野 天参考人 私は北海道生活と健康を守る会連合会の副会長をしております沢野天と申します。

私どもの組織は、生活困窮者、低所得者などを中心とする地域住民の生活と健康を守る権利の保障を、国や自治体、大企業に向けて要求し、実現

することを目的として活動しております。市民の命と暮らし、中小企業の営業を守るためにご尽力されている市議会議員の皆さん、また、市の職員の皆さんに心から敬意を表します。

とりわけ、下水道料金につきましては、28年間値上げせずに、汚水排出量の少ない低所得者の負担を軽減するための基本水量制を設けてきております。ありがとうございます。

今回は、下水道料金の値上げの条例案について、私の意見を陳述させていただく機会をいただき、ありがとうございます。

物価高騰の中、市民の多くが生活費などを切り詰めて生活しています。中小企業も経営不振の中で、何とか事業を継続しております。こうした中で、今定例市議会に2026年10月から下水道料金を平均23%値上げする条例の改正案が提案されました。さらに4年後に値上げを検討するとしています。

この間の市議会での質疑では、17%の値上げがさらに必要とお聞きしました。合わせると4割もの大幅値上げとなります。この値上げ提案は、多くの市民の皆さんの命と健康、中小企業の経営を脅かすことになると思います。

一方、市民の皆さんは、今回の下水道料金の値上げ案の内容について知らない方が多く、そもそも値上げの動きについてさえ、知らない方が少ないと思います。

今回の陳述に当たって、私たちの会員や関係団体の皆さんから、感想や意見をお聞きしました。知らなかった、とても困るなどの驚きや悲鳴、不安の声が寄せられました。ぜひ、市民の皆さんの声を十分聞いていただきたいと思います。

私は、下水道は公共性が高く、行政が責任を持つべきだと思います。今回の下水道料金の値上げをする条例の一部改正案に反対する立場で陳述させていただきます。また同時に、低所得者などの減免制度をぜひつくっていただきたいと思います。

下水道料金の改定案は、札幌市の説明料資料によりますと、値上げは平均約23%、しかし最低単価と最小単価の割合である逡増度を3.95から3.35に縮小したために、全体の51%を占める10立方メートル以下の汚水排出量の世帯は25%の値上げ、36%を占める汚水排出量が11から20立方メートルの方は30%の値上げになります。世帯別の消費税込みの負担額は、1人世帯のモデルでは月に8立方メートルの汚水排出量で660円から825円、165円の値上げになりますが、12か月で1,980円の負担増です。2人世帯のモデルは月に15立方メートルの汚水排出量で月275円の値上がり、12か月で3,300円の負担増です。また、4人世帯のモデルは月に23立方メートルの汚水排出量で、12か月で5,652円の負担増になります。

市民の皆さんは、下水道料金は水道料金と合わせて2か月分請求されて支払っています。そのため、市民の皆さんは、下水道の料金の支払感覚は、水道料金と合わせた2か月分だと思えます。市の説明資料によりますと、1人世帯のモデルでは、現在は下水道料金が1,320円で、水道料金が2,904円、合わせて4,224円、改定されると4,554円に値上がりします。札幌市の下水道料金は他の都市と比べて安いと説明していますが、水道料金については、政令都市で最高額です。そのため、合わせた負担はとても大きいです。

この間、札幌市が物価高騰対策として、水道料金の基本料金2か月分を減額しました。安くなって助かったという声がたくさん寄せられました。この間、2人世帯のモデルは2か月で下水道料金と合わせて7,161円ですが、改定されると7,711円に値上がり、4人世帯は2か月の下水道料金と合わせて1万3,138円に値上げになります。

市議会議員の皆さんや市の職員の皆さんは、札幌市民の生活実態や要望について、よくご存じだと思いますが、改めてお話しさせていただきたいと思います。

物価高騰が止まりません。特に、食料品などの

値上げは生活を圧迫しています。また、今年も寒くなってきましたが、灯油代の値上げ、高止まりも深刻です。事業所にとっても、材料費の値上げもあり、経営はますます深刻になっています。国民の生活に対する要望は、物価高騰対策が最上位となっています。

生活保護利用者の実態を紹介いたします。70代のAさんは、34歳の知的障がいを持つ息子さんと暮らしています。Aさんは難病のため、僅かな収入しか得られず、息子さんはB型の作業所に行っていて、その手当と、足りない分は生活保護を利用しています。特に夏は汗をかくので、毎日シャワーを浴びています。Aさんは水道代を最低で抑えるため、週1回に抑えています。冬は汗もかかないため、シャワーの回数は減りましたが、その分、今度は灯油代がかかり、その灯油代のために食費を削るような生活です。ですから、この下水道料金の値上げが実施されると、またその分、Aさんの暮らしはますます苦しくなってしまいます。

また、34歳の男性Bさんは、睡眠障がいのため生活保護を利用しています。夏分の生活保護費は11万1,870円で、家賃は管理費込みで3万9,000円ですので、実質1か月7万2,870円の生活です。かなり強い精神薬を服用していますが、その障がいのせいもあって、毎日、湯船に浸かりたい思いに駆られてしまいます。今年3月まで2か月おきの請求が来る水道料金は6,573円でした。それに伴いガス代もかかってきました。このままでは食費を削るしかなくなるため、通所先の支援員からアドバイスも受けてシャワーに切り替えました。そしてシャワーを浴びる時間も短縮させるなど、努力しています。大したことではないと思われる値上げ額ですが、Bさんにとっては死活問題です。

今年6月27日、最高裁は2013年からの生活保護費の引下げについて、違法とする判決を出しました。生活保護利用者の多くは、前述したように、

今の基準でも食事の回数を3食から2食に削り、スーパーが安売りの時間しか買物しない、お風呂やシャワーも制限する、支出が増えるため、なるべく人と会わないようにしているなど、生活をしています。少なくない方が、どこを削ったらいいいのか教えてほしい、もう削るところがないと話します。そういう人たちの生活を、ぜひイメージしてほしいと思います。特に冬場の生活を支える冬季加算もありますが、1人世帯の場合、1か月僅か1万2,780円です。値上げが続く灯油代を賄うことができず、暖房費を節約しています。今月に入っても暖房をつけない方もいました。

札幌市の生活保護世帯は今年9月現在、5万7,518世帯です。高齢者や障がい者も大変です。札幌市も約3割を占める高齢者の皆さんと障がいを持つ皆さんは低年金で生活されている方が多く、年金額も物価に見合った値上げがなく、実質マイナスです。特に、札幌市の介護保険第一号被保険者の所得段階別分布で見ますと非課税世帯の割合が全国を上回っていて、非課税世帯が42.4%、世帯は課税でも本人は非課税が20.3%で、合わせて62.7%です。特に女性の方の年金は低いです。そのため、年金だけでは生活できず、高齢になっても生活費のために働く方や生活保護を利用している方も少なくありません。こうした下で、冬場は暖房費を節約して生活しています。

私たちの関係団体である北海道民主医療機関連合会は、毎年、低所得者の後期高齢者生活実態調査を行っていますが、多くの方が暖房を節約するために重ね着をして、暖房の設定温度を下げるなどしています。

2018年11月にWHOは、各国に冬は室温18度以上にすることを強く勧告しています。脳卒中や心臓病につながるリスクは子どもや大人にもあるそうです。調査は、18度未満の方はもちろん、10度以下で生活している方もいました。こうした凍える高齢者の生活をぜひイメージしていただきたいです。病気のために暖房を節約できない方は、食

費などの生活を削っています。どちらもまさに命に関わる問題です。

ひとり親世帯についても、紹介します。

野球部で活動している二人のお子さんを育てるお母さん、30代のCさんは、毎日お子さんが泥だらけで帰ってくる。シャワーの回数を減らせないし、洗濯もユニフォームと普通の洗濯物は一緒に洗うことができないので、2回は回さなければならぬと話します。

75歳の女性Dさんは、シングルマザーだった娘さんを病気で亡くし、高校1年生と中学生のお孫さんと3人で暮らしています。収入は年金です。お子さんも家計を気にして、お風呂のお湯などを節約して利用しているそうです。物価高騰で生活が大変で、灯油代も昨年と比べてリッター5円上がり、お風呂もストーブも燃料が灯油のために大変と話しています。その上、下水道料金がもし4割上がるとすれば、年間4,200円の負担増になります。絶対値上げはやめてほしいと切望していました。

中小企業の実態についても紹介します。

札幌市内でそば屋の店主をしているEさんは77歳です。息子夫婦と3人で営業しています。上下水道の負担は重い上、材料費、調味料、燃料代なども値上げになり、経営は大変になっています。やむなくそば付きの定食の料金を10円上げたそうです。うちは息子夫婦が手伝ってくれるから何とかやっているが、人を雇うことは全然できません、下水道料金の値上げは困りますと話します。

介護事業所の経営についても少し触れます。

経営は大変です。特に、お風呂などを使う特別養護老人ホームなどの介護保険施設やデイサービスなどの上下水道の負担は大変です。市内にある80床の特別養護老人ホームと、20床のショートステイの施設Fでは、7月と8月の2か月間で下水道光熱費は74万3,758円です。うち上下水道料金は約11万円で、値上げするとさらに2万円増えます。年間23万円の負担増になります。この施設で

は、調理などの厨房に関わる下水道料金も別料金で、さらに負担増になります。事務長さんは話します。介護保険の事業は、支出が増えても料金は介護報酬で決まっている、独自に値上げすることはできませんと言います。

最後です。これまで市民や事業所の実態を紹介させていただきました。もともと所得が少ないぎりぎり生活や営業をしている方が少なくありません。その上で、相次ぐ物価高騰です。地方自治法では、地方自治体は住民の福祉の増進を図ることが基本と規定しています。こうした中で、下水道料金の減免制度を設けている自治体もあります。政令都市でも、仙台市やさいたま市などでも設けています。

一方、全国の一部に下水道を民間委託する動きもありますが、市民の命と健康に関わる上下水道は、行政が責任を持つべきだと思います。

改めて、市議会議員の皆さん、ぜひ札幌市民の実態を踏まえて、下水道料金の値上げしないでください。そして、低所得者に減免制度の創設をお願いします。

私の陳述とします。ありがとうございました。

●村山拓司委員長 沢野参考人、ありがとうございました。

次に、各委員から参考人に対する質問を行います。

なお、特定の参考人に対し質問を行う場合は、指名してください。また、お答えいただく参考人の方は、ご起立の上、ご発言をお願いいたします。

●和田勝也委員 私からは、佐藤参考人に質問させていただきます。

市営企業調査審議会下水道部会の元委員として、また下水道に係る工学的な専門家の立場から、今回の答申をどのように捉えているのか、お伺いいたします。

●佐藤 久参考人 今回の答申をどのように捉えているかというご質問ですけれども、これまで

長期にわたり使用料を据え置いてきた反面、原価計算手法や使用料体系など、札幌市の現状が国が企業会計に求めている内容と相違が生じている部分もあるというのが現実です。今回の答申で、使用料改定に伴いまして、国の方針や時代の変化に合わせて適正なものとなるように提言されており、少量の使用者への配慮が提言されていますし、経営の視点と使用者の視点が盛り込まれた内容になっていると思っております。そのほかにも様々な角度から提言されておりまして、札幌市の下水道事業が今後目指すべき方向性としては望ましいものであると考えております。

●和田勝也委員 ありがとうございます。

次に、基本水量制について質問いたします。

基本水量制については、少量使用者への配慮の観点から、今回の廃止は見送り、次回の改定時に実施するとのことでした。

先ほどの陳述の中で、一定の理解はできるとのことでしたが、なぜそのように考えているのか、お伺いいたします。

●佐藤 久参考人 一定の理解はできるという点ですけれども、基本水量制は札幌市の下水道普及率や世帯構成の変化を考えると、答申どおり、廃止することが望ましいとは思いますが。

一方で、逡増度を引き下げると、少量使用者の負担が大きくなりますために、市民負担を考えると、急にそこを進めるのではなくて、段階的に進めていくという市の方針については、一定の理解ができるという意味で申し上げました。

答申は、今回の改定のみならず、下水道事業のあるべき姿について提言されたものと理解しておりまして、基本水量制を次回以降に廃止するというのであれば、答申の趣旨を踏まえておりまして、特段の問題はないと考えております。

●篠原すみれ委員 私からは、吉田賢一参考人に質問いたします。

約30年間、使用料改定が行われなかったことや、使用料体系について、審議会ではどのように

受け止め、どのような議論がなされたのか伺います。

●吉田賢一参考人 ありがとうございます。2点ご質問をいただきました。

一つは、30年間改定が行われなかったことについてと、あとは使用料体系についてということなんですが、先に使用料体系について、審議会での議論についてお話しさせていただきます。

まず、使用料体系について、審議会では、この間もお話はいろいろ出ていますが、逡増度と基本水量制、この二つの課題について議論させていただいたということでございます。

当初、実は私は今回の改定に際しまして、それぞれ排出量ごとに単価区分がありますけれども、一律の改定率を掛けるものだというふうに当初は思っておりましたが、ということは、現行の逡増度は変えないものと思っていたということなんですけれども、ただ、審議会の中の札幌市からのご説明で、先ほども何人か参考人の方からもお話がありました。約9割の使用者が20立方メートル以下、20立方メートルといいますと下から二つの区分です。その使用者がほぼ9割近くとなっております。一番最初の区分10立方メートル以下でいきますと50%を超えているということで、これは前回の改定時は30%程度だったものが、今やもう過半数を超えるのが少量使用者のところにとまっているといえますか、ボリュームゾーンになっていると、こんな状況でありまして、そこはまさに原価割れが激しいと言ったらちょっと語弊がありますけれども、今、現実の札幌市の原価というのは1立方メートル100円というふうに聞いております。ですので、実際の今の10立方メートルは600円ということですから、相当な原価割れということ、そのボリュームがどんどんどんどん増えているということ。

それから、先ほどもお話ししましたが、大口利用者の減少が激しいということで、したがって、この大口使用者に頼り切った、逡増度が高いとい

うことは、大口利用者が余計負担しているということでもありますから、その大口利用者に頼った形、そしてどんどん小口が増えていくと、こんな状況が続いていると、極めて経営に不安定な要因があるということになります。

また、国の指針とか他都市のこの間の改定状況、こういったものを考慮すると、答申では、逓増度を引き下げていく方向で取りまとめをしたというのが先ほどもお話ししたとおりであります。

ただ、改定率を引き下げても、改定率に格差はあまりないほうがいいというのは、私もそう思いましたし、何人かの委員の皆さん方もそういうお話があったかなというふうに思っております。

ですので、答申にも「少量使用者にとって過度な負担とならないよう適切なバランスに配慮し」という文言を盛り込んだということでございます。

また、基本水量制につきましては、私は逓増度の変更に加えて、下水道と料金徴収を一元化しております水道料金、先ほどもちょっとお話ししたのですが、仕組みが異なるということについて、市民の混乱を招かないかという懸念をこの審議会の中でも発言させていただいたところであります。

結果としまして、今回の条例改正案では、市民負担額の改定率の差が大きく出ないように逓増度が引き下げられ、さらに基本水量制については維持することとなったということでございます。

繰り返しになりますが、審議会での議論を市が改めて検討した結果だと理解しておりまして、市民生活への配慮を優先したその判断は、全体として納得できるものというふうに考えております。

次に、30年間使用料改定が行われなかったことについてですが、審議会としては、これまでの経営努力に一定の理解を示す、こういう意見がございました。1997年の前回改定以来、人員の削減、支払利息の削減など、先ほどからもご意見をいただきましたが、経営効率化に努めてきた結果と認

識しているところでございます。

一方で、長期間の据置きは一度に大きな改定となる、こんなことも考えられます。そうしたことから、答申の附帯意見としまして、今後5年を目安に、適切な水準であるかの検証を求めたところでございます。

社会経済情勢の変化が激しい昨今において、安定した公共サービスを維持するためには、市民負担と事業経営のバランスを考慮し、計画的に使用料水準の検証と見直し、これを行うことが必要と考えております。

●好井七海委員 私からは、白崎参考人にお伺いいたします。

審議会では、様々な議論をされてきたとは思いますが、特に市民周知について、審議会でのどのような議論をされてきたのでしょうか。お伺いいたします。

●白崎伸隆参考人 市民周知につきまして、審議会ではどのような議論が行われたかというご質問に対しまして、お答えさせていただきます。

審議会では、札幌市から市民周知に一定期間を設けることですか、受益者負担の在り方を検討する上で、分かりやすさが特に重要な視点であるとの説明がございました。

それらを念頭に議論を行いまして、審議会委員から逓増度の引下げや基本水量制の廃止などは、市民が理解するにはなかなか難しいと思うという意見ですとか、市民は上下水道料金として支払っておりますので、下水道使用料だけでは分かりづらいとの意見がありました。

なので、これらを踏まえまして、改定内容を説明する上では工夫が必要であるというようなことが示されたところでございます。

また、このような意見を踏まえて、答申では、使用者が理解しやすく、納得が得られるものとなるよう努めることとの意見を付したところでございます。

●好井七海委員 ありがとうございます。

一方で、審議会で市民負担の軽減がどのように議論されてきたのか、その辺もお伺いいたします。

●**白崎伸隆参考人** 審議会で市民負担の軽減の議論が行われたかということにつきまして、お答えさせていただきます。

審議会では、市民負担の軽減のため、経営効率化と下水道使用料以外の収入確保につきまして議論を行ってまいりました。経営効率化につきましては、人口減少を見据え、将来的な処理場の廃統合ですとか、ダウンサイジングを計画的に進め、施設の維持管理、更新に係るコストを削減することを確認いたしました。特に、ダウンサイジングは審議会でも関心が高く、様々な意見が出されたところがございます。

また、管路の老朽度調査のAI導入ですとか、処理場の運転制御設備にICT技術を活用して、最適な運転管理による電力使用量の削減ですとか、水道局と連携し、上下水道一体での効率的、効果的な事業運営を目指すことを確認したところでございます。

また、下水道使用料以外の収入確保につきましては、電力会社との連携によって電力需要が逼迫した際に、処理場で電力消費量を調整し報酬を得るデマンドレスポンスへの参加ですとか、光ケーブルや下水熱利用の暗渠使用料などの収入確保、さらには他都市を参考に処理場の壁面広告ですとか、ネーミングライツなどを検討することを確認したところでございます。

こうした議論を行いまして、答申でも事業費の縮減ですとか収入増の確保に努め、経営努力を行うことを附帯意見としたところでございます。

●**佐藤 綾委員** 沢野参考人にお聞きしたいと思います。

先ほどの陳述の中で、低所得者への減免措置、そうしたものをぜひつくってほしいと、創設してほしいというお話がございました。仙台市やさいたま市などでもあるというお話でしたけれども、

札幌市では、災害時などの減額措置はありますけれども、こうした低所得者への減免措置というのはありません。

先ほどから値上げに当たっての市民への軽減措置、そういうことにも参考人の皆さんも言及されてきましたけれども、特に、低所得で生活が厳しいというところへの減額措置について、他都市の状況、生活と健康を守る会連合会は全国組織でありますので、ほかにもどういうものがあるかというところをお聞き及びでしたらお伺いしたいと思います。

●**沢野 天参考人** 先ほどご紹介しました、仙台市、さいたま市でありますけれども、100万人都市になっておりますけれども、生活保護世帯だけじゃなくて非課税世帯も対象になっております。さいたま市に至っては、児童扶養手当の減免とか含めて広げておりますし、紹介できませんでしたが、広島市などでは障がい者世帯、ひとり親世帯も減免の対象になっております。

さいたま市の資料を寄せていただきましたけれども、全世帯の4.2%が減免の対象で、広島市に至っては7.8%の減免というふうにお聞きしています。

先輩の方からお聞きすると、札幌市も減免制度を使っていたことがあるというふうにお聞きしております。災害級の生活困難が今起きているというふうに思いますので、市議会議員の皆さん、ぜひお考えいただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

●**荒井勇雄委員** 参考人の皆様、本日は大変お忙しい中、ご多忙の中、お集まりいただきまして、心から感謝を申し上げます。

1点、私から札幌市内における企業の皆様方の影響についてという観点から、質問させていただきたい、このように思います。

この分野において高い知見をお持ちの専門家であります、また市営企業調査審議会の委員でもあります白崎参考人へご質問させていただきます

す。

本市の下水道水道料金体系は、排出量が増えるほど単価が高くなる逡増制を採用していること、そして今回の改定では、大量使用者に頼らない安定した経営を目指すため、その逡増度を引き下げることは理解させていただきました。

使用料単価について、排出量が増加するほど、改定率が逡減するよう設定されておりますが、大量使用者にとっては、増加率はやはり大きな負担になると考えられます。

例えば、月に5,000立方メートルを使用する事業者でありますと増加額は20万円弱、18万2,000円程度となりまして、年間で計算しますと200万円を超えるものというふうに把握させていただいております。

先ほど吉田参考人からもご説明がありました。下水サーベイランスですとか、AIを利用したインフラの建設DX等を利用したインフラの維持という面で、コストがかかるというのは大いに理解しております。また、札幌市は全国的にも下水の使用料が安いということも理解しております。

その上で、ちょっと話は変わるんですけども、私、昨日東京に行ってまいりまして、経済財政諮問会議のメンバーのエコノミストの方からお話を伺いました。ちょっとお話がリンクするところがあったので、それを踏まえて質問に移らせていただきたいと思いますんですけども、先ほど白崎参考人から、札幌市は経営努力を行っておりまして、人材が683人から459人まで減らされたということで、人件費の49%減を達成したということだったんですけども、経済財政諮問会議のメンバーの方がお話しされたのが、今回の株高ですね。原因として、今の日本経済を見たときに、実際のコストカット型の経営だということがお話をされました。やはり経営の状況からして健全ではないというようなお話がありまして、先ほどの白崎参考人がおっしゃられた人件費を下げるですとか、

カットするという面に関しては、やはりうちの会派としましては、健全な経営に努めていただきたいと思ひまして、今回の値上げに関しましては賛成する立場なんですけれども、一方で、先ほど申し上げたとおり、年間約200万円を超える支出が増えるということに関しては、事業者にとっては小さくない負担でありまして、経営に直結するような事態になりかねないと考えております。

具体的には、この負担増がきっかけで経営が悪化し、倒産に至ったというケースも今後起きかねないのではないかというのが一点、不安に思っているところではございます。

そこで質問です。市営企業調査審議会において、事業者の負担増についてはどのような議論がなされたのかをお伺いしたいと思います。

●白崎伸隆参考人 審議会のほうで事業者の負担増について、どのような議論が行われたかというようなご質問につきまして、回答させていただきます。

審議会では、節水技術の進展などによって業務用は排出量、件数ともに減少しており、業務用の使用料収入は、前回の改定時の平成9年度では126億円であったものが、令和5年度では88億円となっております。38億円減少するなど、下水道事業の経営に大きな影響を与えているとの説明があったところでございます。

そこで逡増度を引下げ、大容量使用者への依存割合を下げることで経営の安定につながるものと認識しております。これによって、大容量使用者の改定率は、平均改定率を下回ることでありますので、この点につきましては審議委員の異論はなかったところでございます。

その一方で、逡増度の引下げは少量使用者の負担増を伴うことから、答申では少量使用者への配慮が提言されたものでございます。

広く市民にご負担いただくという観点から、少量使用者に一定程度のご負担をお願いしつつ、大容量使用者においては改定率が抑えられることか

ら、全体のバランスが考慮された使用料体系と受け止めているところでございます。

●村山拓司委員長　ほかに質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●村山拓司委員長　なければ、参考人に対する質問を終了いたします。

最後に、聴聞会の終了に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、参考人の皆様のおかげで、大変有意義な聴聞会になりましたことに感謝を申し上げます。

お話しいただいた貴重なご意見につきましては、今後の審査において十分参考にさせていただき、市民の皆様の負託に応えてまいりたいと思います。本日は誠にありがとうございました。

以上で、札幌市下水道条例の一部改正に関する聴聞会を終了いたします。

次回は、明日、12月9日火曜日午後1時から、第一特別委員会会議室において、理事者に対する質疑及び討論、採決を行いますので、定刻までにご参集ください。

本日はこれもちまして散会いたします。

散 会　午後2時18分